

個人情報保護・データ保護規制ニュースレター



- I. ASEANにおける個人情報保護法制の最新動向
- II. 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

2021年
6月28日号

I. ASEANにおける個人情報保護法制の最新動向

執筆者: 村田 知信、数井 航

近年、ASEANにおける個人情報保護法制は大きな転換点を迎えており、各国で相次いで重要な法改正が行われている。本稿では、ASEANにおける個人情報保護法制の改正動向を紹介した上で、日系企業の関心が高い論点として、同地域の個人情報国間移転規制に関する近時のトピックを取り上げる。

1. ASEAN 主要国における個人情報保護法制改正動向

従前 ASEAN 主要国の中では、包括的な個人情報保護法令及び監督・執行機関を有するシンガポールが最もエンフォースメントに積極的であり、シンガポールと同様に包括的な個人情報保護法令及び監督・執行機関を有するマレーシア及びフィリピンでも一定のエンフォースメントが行われていた。

他方、その他の国では、包括的な個人情報保護法令や監督・執行機関が存在しない又は包括的な個人情報保護法令や監督・執行機関が存在したとしてもエンフォースメントの実質的リスクは大きくないといった状況が続いていたが、現在タイ、インドネシア及びベトナムで包括的な個人情報保護法令の導入が進んでいる。今後これらの国々でも、包括的な個人情報保護法令導入をきっかけに、エンフォースメントが活発になってくる可能性がある。

上記の国々における個人情報保護法制の改正動向は以下のとおりである。

国名	改正動向
タイ	2019年5月27日にGDPRと非常に類似したタイ個人情報保護法が公布され翌28日に施行された。同法の主な規定には1年間の猶予期間が定められており、当初、同法は2020年5月28日から全面的に施行されることが予定されていた。もっとも、新型コロナウイルス感染症の世界的流行等を原因として、その全面施行は2022年6月1日まで延期されている。同法の概要は、 西村あさひ法律事務所個人情報保護・データ保護規制ニュースレター2019年11月29日号「タイの個人情報保護法制と実務対応」 及び 危機管理ニュースレター・アジアニュースレター2020年6月30日号「タイにおける個人情報保護法(PDPA)の概要」 を参照されたい。
インドネシア	GDPRを参考にした個人情報保護に関する包括的な法令の審議が進められている。2020年1月24日には個人情報保護法案が国会に提出されているものの、本稿執筆時点では制定には至っていない。同法案の概要は、 西村あさひ法律事務所アジアニュースレター2020年9月25日号「インドネシア:個人データ保護法案の最新動向」 を参照されたい。

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士との適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: newsletter@nishimura.com)

国名	改正動向
ベトナム	個人情報保護に関する包括的な法律は制定されていないものの、2021年2月9日、個人情報保護に関する包括的な政令案がパブリックコメント募集のために公表された(ベトナムでは法律を制定せず、政令のみで実質的な規制を定めることがしばしば行われる。)。同政令案は、GDPRを参考にしたと思われる点もあるものの、当局の事前審査等のベトナム独自の厳格な規制も導入するものとなっており、2021年12月から施行される旨規定されている。同政令案の概要は 西村あさひ法律事務所アジアニューズレター2021年3月8日号「ベトナム:個人情報保護に関する政令案の概要及びその留意点」 を参照されたい。
シンガポール	シンガポールには以前から個人情報保護について包括的に定める法令が存在していたが、2021年2月1日、2012年の同法令制定後初となる大幅な改正が施行された。また、併せて同法の下位規則やガイドラインについても改正されている。同改正の概要は、 西村あさひ法律事務所アジアニューズレター2021年4月9日号「シンガポール:2020年個人情報保護法の改正」 を参照されたい。
マレーシア	マレーシアには既に個人情報保護について包括的に定める法令が存在するが、2020年2月14日から28日にかけて、個人情報保護コミッショナーが当該法令の改正方針について public consultation paper を公表し意見を募集した。今後当該方針に基づき改正が実施される可能性がある。
フィリピン	フィリピンには既に個人情報保護について包括的に定める法令が存在するが、国家プライバシー委員会が継続的に通達やガイドライン等を発行して規制の細則をアップデートしている。

2. ASEAN 主要国におけるデータ国外移転規制・ローカライゼーション規制

(1) 概要

ASEAN 主要国で活動する日系企業が、現地で収集した個人情報を国外へ移転することや、国外にて保存することはしばしば行われる。例として、日本に親会社がある現地拠点が収集した現地従業員の個人情報を、当該親会社と共有する場合や、現地にてオンラインサービスを展開する日系企業が現地消費者の個人情報を、国外のクラウド環境に保存するような場合が考えられる。

このような場合には、現地のデータ国外移転規制(個人情報が外国に移転される際に一定の要件を満たすことを求める規制)及びデータローカライゼーション規制(個人情報が国外のみに保存されることを禁止する規制)の有無及び内容を確認しておく必要がある。ASEAN 主要国のデータ国外移転規制・ローカライゼーション規制の有無及び概要は以下のとおりである。

国名	包括的な個人情報保護法令	データ国外移転規制	データローカライゼーション規制
タイ	○	契約締結、社内規則策定、データ主体の同意取得等の措置が必要になるとされる(下位規則等が未制定のため詳細不明確)	無し
インドネシア	×	現行法上は当局への報告のみ(ただし第三者に個人情報を提供する場合は原則データ主体の同意取得が必要)だが法案で導入予定	公共部門のみ(ただし外延は不明確)
ベトナム	×	現行法上は存在しない(ただし第三者に個人情報を提供する場合は原則データ主体の同意取得が必要)が政令案で導入予定	現行法上一定のオンラインサービスのみだが政令案で対象拡大予定
シンガポール	○	移転先との契約締結、社内規則策定、データ主体の同意取得等の措置が必要となる	無し
マレーシア	○	データ主体の同意取得等の措置が必要となる	無し
フィリピン	○	無し(ただし第三者に個人情報を提供する場合は本人の同意取得、提供先との契約締結等の措置が必要となり得る)	無し

(2) 今後の見通し

上記1で述べたとおり、現在 ASEAN 主要国では個人情報保護法制の改正に向けた動きが盛んであり、上記(1)で述べたデータ

国外移転規制・ローカライゼーション規制についても、最新の動向をチェックする必要性が高いと考えられる。

以下では、これらの規制の今後の動向に関連し得る近時のトピックとして、①2020年11月にASEAN加盟10か国(ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ及びベトナム)と日本を含む自由貿易協定パートナー5か国との間で署名された Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement(以下「RCEP」という。)及び②2021年1月の第1回ASEANデジタル大臣会合でASEAN加盟国間の個人情報移転契約の雛形として公表された ASEAN Model Contractual Clauses for Cross Border Data Flows(以下、「ASEAN モデル条項」という。)について取り上げる。

ア RCEP

RCEPの電子商取引の章は、データの国外移転の自由化やサーバ等のコンピュータ関連設備のローカライゼーション、いわゆるデータローカライゼーションの原則禁止等の重要事項を定めている。当該規定はオーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール及びベトナムが加盟し、2018年12月に発効した Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership(以下「CPTPP」という。)の電子商取引の章を踏襲した内容も多いが、両協定の内容は完全に同一ではなく、以下のような異同がある。全体的に、RCEPの方が緩やかな(加盟国がデータローカライゼーション規制等を導入し易い)規定となっている。

- (i) 個人情報の国外移転規制及びデータローカライゼーション規制を導入可能な場合として、両協定とも、「公共政策の正当な目的を達成」するために必要であると認められる場合」を規定している。ただし、CPTPPでは、データローカライゼーション規制を設けるためには、さらに、「目的の達成のために必要である以上にコンピュータ関連設備の利用又は設置に制限を課するものではないこと」との要件を満たす必要がある。これに対して、RCEPではこのような追加要件はない。また、RCEPでは公共政策の正当な目的の認定につき、「締約国は、正当な公共政策の実施の必要性については実施する締約国が決定することを確認する」として締結国の裁量を認めるかの規定がおかれている。さらに、RCEPでは、「公共政策の正当な目的」を達成するために必要であると認められる場合に加えて、「自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要」である場合に、個人情報の国外移転規制及びデータローカライゼーション規制を導入可能であると規定する。
- (ii) 一定期間、個人情報の国外移転制限及びデータローカライゼーションに関する規定を自国に適用する義務を負わない猶予期間を、RCEPでは、カンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナムに認めているのに対して、CPTPPでは、このような猶予期間が設けられていない。
- (iii) 加盟国間で個人情報の国外移転制限及びデータローカライゼーションに関する規定の解釈や適用につき意見の相違が生じた場合、CPTPPでは原則として紛争解決手続が利用できるとされている。これに対して、RCEPでは、加盟国は誠実に協議を行った後に解決をRCEP合同委員会に付託することはできるものの、紛争解決手続を利用することはできないとされている。

以上のように、RCEPの電子商取引の章では、CPTPPを踏襲して、無制限な個人情報の国外移転規制及びデータローカライゼーション規制を原則禁止し、それらの規制を設けることができる場合を例外とするフレームワークを導入している。ただし、RCEPでは、このような規制を導入するための要件充足性の判断について、加盟国に広い裁量が認められており、加盟国間で当該要件充足性について法的に争うことは現実的に難しい建付となっている。そのため、RCEPがASEAN加盟国各国におけるデータローカライゼーションの動きに対してどれだけ実効的な歯止めになるかについては、疑義もある。

しかし、少なくとも、RCEPの下では、理由なき無制限の国外移転規制やデータローカライゼーション規制の導入が許されないことは明確である。おそらく「公共政策の正当な目的」の例外規定に依拠しているのだと思われるインドネシア及びベトナムでは、上記のとおり、データローカライゼーション規制が一部で導入されているものの、RCEPが、ASEAN域内の個人情報の国際流通における最低限のベースラインを示したという意味はあると考えられる。

イ ASEAN モデル条項

(i) 概要

ASEANモデル条項は、2021年1月22日の第1回ASEANデジタル大臣会議にて、ASEAN加盟国における国外移転の根拠として契約を使用する場合における契約条項の雛形として公表された。

重要な点として、ASEAN には、EU のように加盟国内で自動的に法的効力を有する文書を発行する権限はない。そのため、ASEAN モデル条項は、それ自体で加盟国各国における国外移転の要件を満たすことが確約されたものではない。当該条項を国外移転の根拠として用いることができるかは、加盟国各国の個人情報保護法制の内容や当局のスタンスによって異なる。この点が GDPR において個人情報域外移転のために用いられ、修正を原則想定していない SCC との相違点であり、ASEAN モデル条項は利用にあたり、適宜の修正が想定されている。

実際、ASEAN モデル条項に附属した同条項に関するガイドラインでは、同条項は常にそのまま使用できるものではなく、契約当事者の関係性、移転の目的等の取引実態を考慮しながら、内容を適切に修正するべきものとされている。また、ASEAN モデル条項では個々のデータ移転に応じた修正が容易となるように、いくつかのオプションが用意されている。具体的には、管理者から処理者への移転(Controller-to-Processor Transfer)と管理者から管理者への移転(Controller-to-Controller Transfer)を想定した 2 種類の雛形が用意され、各雛形の中にも、必要に応じて契約に含めることができる条項には任意条項(optional clause)との表示が、また、各国法に応じて変更するべき条項には選択肢と共に choose the relevant clause との表示がなされている。

管理者から管理者への移転に用いられる雛形に規定された項目を列挙すると以下のとおりである。

1 条 定義

2 条 移転元の義務

- 2.1 適法な処理。法律がない場合には本人への通知及び同意
- 2.2 正確性及び完全性の確保(任意条項)
- 2.3 移転先の要求に応じた適用法令の写しの公布(任意条項)

3 条 移転先の義務

- 3.1 利用目的の明記・限定(任意条項)
- 3.2 組織的・技術的管理措置等
- 3.3 移転元・データ主体への移転先のコンタクト情報の提示
- 3.4 データブリーチの際の移転元への通知
- 3.5 適用法令・ASEAN モデル条項に従った個人情報の処理(任意条項)
- 3.6 契約目的の終了・完了時における移転元の選択でのデータの返却・処分(任意条項)

4 条 移転元・移転先の義務

- 4.1 データ移転に際しての適切なリスク評価及びセキュリティ措置の検討
- 4.2 適切な管理措置の実施及び十分なセキュリティ水準の実現
- 4.3 データ主体や監督当局からの権利行使について各自で対応(任意条項)

なお、シンガポールの個人情報保護委員会は、同国の個人データ保護法制に ASEAN モデル条項を適合させるために以下の明確化・修正を加えた上で、国外移転の根拠として同条項を用いることを推奨している。

- ・ データ主体の定義に死者の個人情報も含むように加筆
- ・ データブリーチの際の移転元への通知期限を設定
- ・ 誰がデータブリーチの被害者にコンタクトするかを分担を加筆
- ・ シンガポール法との関係では Addendum of Additional Terms は不要

(ii) 個人情報国外移転の実務に与え得る影響

シンガポールについては、上記のとおり個人情報保護委員会が ASEAN モデル条項の利用を推奨しているため、今後同条項を用いる実務が一般的になる可能性は高いと思われる。

その反面、現時点では、そもそも個人情報国外移転の際に満たすべき要件として契約を明示的に示している ASEAN 加盟国は少ないのが現状である。そのため、現時点では、ASEAN 加盟国において、国外移転の根拠として契約を用いる実務が一般的とまでは言い難い状況にある。したがって、ASEAN 全域において ASEAN モデル条項を用いる実務が直ちに普及する可能性は必ずし

も高いとは言えないと考えられる。

ただし、上記 1 で述べたとおり ASEAN 加盟国における個人情報保護法制は現在整備の途上にある。そのため、今後、シンガポール以外の国においても、国内法令・ガイドライン等の改正によって ASEAN モデル条項の利用が推奨される可能性がある。そのような動向次第では、ASEAN モデル条項が ASEAN 全域における個人情報国外移転実務のスタンダードとなっていく可能性もあり、今後の動向を注視する必要がある。



むらた とも のぶ
村田 知信

西村あさひ法律事務所 弁護士

to.murata@nishimura.com

2010 年弁護士登録、2020 年ニューヨーク州弁護士登録。2018 年 UCLA ロースクール卒業(LL.M.)後、ロンドンの知財ファームである Bristows LLP に出向。2019 年から 2020 年にかけてホーチミンオフィスで勤務し、ベトナム、タイ、シンガポール等を含む東南アジアのデータ保護等の IT 関連規制や IT・知的財産に係る取引・紛争を中心にアドバイスを提供している。基本/応用情報技術者試験合格、情報処理安全確保支援士登録(2019 年)。



かず い わたる
数井 航

西村あさひ法律事務所 弁護士

w.kazui@nishimura.com

2018年弁護士登録。2017年国際連合工業開発機関(UNIDO)インターン。
日本国内における独占禁止法業務全般に携わる他、日本企業の東南アジア、南アジア、中東地域への進出支援に注力している。進出支援においては、M&A、契約法務一般への対応に加え、国際商事仲裁、競争法、通商法、個人情報保護法、代理店保護法等、幅広い分野の経験を有する。

II. 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

執筆者: 岩瀬 ひとみ、松本 絢子、河合 優子、五十嵐 チカ、菊地 浩之、菅 悠人、村田 知信

1. 日 本

- 2021 年 5 月 19 日、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布された([個人情報保護委員会 ウェブサイト](#))。同法第 50 条に基づく改正は 2022 年春に施行される見込みである。
- 2021 年 5 月 19 日から 6 月 18 日までの間、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編及び匿名加工情報編)の一部を改正する告示等に関する[意見募集](#)が行われた。いわゆる 2020 年(令和 2 年)改正に対応するためのものである。

2. 中 国

2021 年 5 月に以下の各意見募集稿が公表され、意見募集手続に付されている。

- 「自動車データ安全管理に関する若干規定(意見募集稿)」(5 月 12 日公表、6 月 11 日まで意見募集手続)
- 「情報安全技術 遺伝子データ安全要求(意見募集稿)」(5 月 11 日公表、7 月 10 日まで意見募集手続)

3. ブルネイ・ダルサラーム

ブルネイの情報通信技術省は、2021 年 5 月 20 日、個人情報保護について包括的に定める規則案を公表し、パブリックコメントの募集を行った。同規則案には、個人情報利用のための事前同意取得義務、個人情報利用目的の制限、データ保護オフィサーの選任義務、データブリーチの際の当局通知義務、データ主体の権利等が定められている。これまでブルネイでは、政府機関や教育機関にのみ適用される 2014 年制定のデータ保護ポリシーに基づきデータ保護実務が運用されてきたが、今回の規則案は民間企業にも適用されるため、今後の動向に留意する必要がある。

4. 米 国

● ニューヨーク市における Tenant Data Privacy Act の成立

2021年4月29日、ニューヨーク市において、Tenant Data Privacy Act(以下「TDPA」)が市議会を通過し、成立した。

同法は、いわゆる「スマートアクセス」を利用した建物(建物、共用部分、又は個人の住戸にアクセスするためのデジタル技術を含むキーレスのエントリーシステムを使用している建物)の所有者による、テナントに関するデータの収集・利用・保持等を規制している。

同法が適用される建物所有者は、データを収集する前に、テナントから書面等による明確な同意を取得する必要があるほか、テナントに対して所定の事項を記載したプライバシーポリシーを提供し、収集したデータを保護するための安全措置を実施する必要がある等、様々な規制が課されている。

また、TDPAは、自身のデータが違法に売却されたテナントに対して、私的訴権を認めており、当該テナントは、填補損害賠償、又はテナント1件当たり200ドルから1000ドルの法定損害賠償を請求することができる。

TDPAは、今後ニューヨーク市長が拒否権を行使しない限り、同人による署名手続を経て、2021年6月末日に発効するが、同法の適用は2023年1月1日まで猶予される。

● 国家サイバーセキュリティの向上に係る大統領令

2021年5月12日、バイデン大統領は、国家サイバーセキュリティの向上に係る大統領令(Executive Order on Improving the Nation's Cybersecurity)を発出した。同大統領令は、米国政府機関に対して、以下の実施等を求める。

- ・ 多要素認証や暗号化、ゼロトラスト・セキュリティモデルの採用等による、より最新の強固なサイバーセキュリティに係るプラン・基準の策定
- ・ 政府機関が調達するソフトウェア等のサプライチェーンに係るセキュリティ基準の策定 等

これを受けて、各政府機関は、上記各基準を策定するとともに、購入・使用するソフトウェア等の仕様・内容等について見直すことも考えられ、政府機関に対してソフトウェア等を供給する民間企業にも影響が生じる可能性も考えられる。

米国においては、石油パイプライン事業者等がランサムウェア攻撃を受け、被害を被る等の事件が発生しており、サイバーセキュリティについての関心も高まっている。同大統領令は、政府機関に対して一定の対策等の実施を求めるものであり、民間企業一般に対して適用されるものではないものの、同大統領令には(米国における更なるサイバーセキュリティ事故を防止するために)「民間企業も政府機関に追随し、サイバーセキュリティに係る投資を拡大する等の意欲的な取組みが望まれる」と記されている。

5. 欧 州

- ・ 2021年6月4日、欧州委員会は、「[第三国への個人データ移転のための標準契約条項\(SCC\)に関する決定](#)」(以下「SCC改定決定」という。)を公表した。SCC改定決定の別紙には、SCCの改定版(以下「越境移転SCC改定版」という。)が添付されている。SCC改定決定は、既に6月7日にEUのOfficial Journalに掲載されており、掲載日から20日で発効する(SCC改定決定4条1項)。既存のSCCについてはSCC改定決定が発効してから3か月の移行期間を経て廃止される(SCC改定決定4条2項、3項)。また、廃止前に既存のSCCに基づいて締結済みのデータ移転契約についてもその後15か月の移行期間を経て効力を失うものとされている(SCC改定決定4条4項)。

また、GDPR上、管理者が処理者に個人データを処理させる場合には、GDPRが要求する所定の条項を含むデータ処理契約の締結が必要である(GDPR28条3項)。欧州委員会は、このデータ処理契約についても[標準契約条項\(SCC\)](#)を公表した。各SCCの概要及び実務上の留意点については、当事務所の[ヨーロッパニューズレター\(2021年6月8日号\)](#)を参照されたい。

- ・ 欧州データ保護評議会(EDPB)は、2021年5月19日、[オンライン取引を円滑化するためのクレジットカード情報の保存に係る適法性根拠についてのレコメンデーション](#)を公表した。本レコメンデーションでは、通信販売等のオンライン取引の際に、次回以降の取引で顧客が改めてクレジットカード情報を入力せずに済むように、顧客が入力したクレジットカード情報を保存しておく場合には、契約の履行(GDPR6条1項b号)や正当な利益(GDPR6条1項f号)をデータ処理の適法性根拠とすることはできず、同意(GDPR6条1項a号)のみが適法性根拠として適切であるとの見解が示されている。

6. 南アフリカ

- 南アフリカで個人情報を処理している事業主は、2013年に制定された同国の個人情報保護法(Protection of Personal Information Act, 2013)に基づき、情報責任者及び情報副責任者(Information Officer and Deputy/Vice Information Officer、以下「情報責任者等」という)を南アフリカ情報規制局(Information Regulator(South Africa))に登録する必要がある。[南アフリカ情報規制局は、情報責任者及び情報副責任者の選任・登録及び彼らが担うべき責務等に関するガイダンスを公表しており](#)、さらに近時、登録のためのオンラインポータルを開設した上、2021年7月1日までにオンラインで登録を完了することを推奨している。同国の個人情報保護法上、事業主の最高経営責任者(Chief Executive Officer)が自動的に情報責任者等になると定められているが、適切なレベルの役員層の人材を情報責任者等として選任することもとより可能である。また、情報責任者等が担うべき義務・職務(個人情報保護法 55 条 1 項)に関しては、個人情報保護規則(Regulation)4 条がより具体的な内容を定めており、同規則は 2021 年 5 月 1 日より施行されたところである。例えば、個人情報保護法が定めるコンプライアンス・フレームワークの策定、プライバシー影響評価の実施、社内啓発セッションによる同法コンプライアンスの推進、情報保護に関する当局との連携、データ主体による各種要求への対応等が挙げられている。
- 南アフリカの司法憲法開発省(Department of Justice and Constitutional Development)は、2021年4月23日、2000年に制定された情報アクセス促進法(Promotion of Access to Information Act, 2000)に基づく規制案を発表し、パブリックコメントを募集した。最終的な規則の内容は、パブリックコメントの結果を待つ必要があるが、同規則案では、情報アクセス促進法で課されていた義務の加重も定めており、注意が必要である。例えば、アクセス希望者がアクセスを要求しなくても自動的に入手可能な記録に関して、南アフリカで個人情報を処理している事業主は、情報アクセス促進法上では任意に保管することで足りたが、同規則案ではその記録をまとめて保管しなければならないという義務等が課されている。

7. イスラエル

イスラエルのプライバシー保護庁(Privacy Protection Authority)は、同国プライバシー保護法における「情報」の解釈を改めるポジション・ペーパーの草案を、2021年6月15日までの期間、意見公募手続に付した。最終的な内容は意見公募の結果を待つ必要があるが、草案では、例えば位置情報や通信情報等のように、当該データそのものは同法上の情報として明示的に列挙されていないものの、当該データによって最終的には列挙されたカテゴリーのデータを獲得し又は断定することのできるあらゆるデータも含む形で、「情報」の定義を拡張することが目指されている。加えて、識別情報がかかるカテゴリーのデータへのアクセスの「鍵」として使用される場合には、当該識別情報も「情報」に該当するとされている。

8. ブラジル

2021年5月28日、ブラジルのデータ保護当局(ANPD)から、データ処理取扱事業者及びデータ保護責任者の定義に関するガイドライン(Guidelines for Definitions of Data Processing Agents and Data Protection Officer)が発表された。このガイドラインでは、データ管理者、データ処理者及びデータ保護責任者の定義、法的責任及び役割が明確化され、共同管理(joint controllership)やデータ処理者による委託先(sub-processors)の概念や、データ保護責任者に関するプラクティス等も言及されている。なお、データ保護責任者の選任免除については言及されておらず、今後の動向が注目される。

9. カナダ

カナダの Office of the Privacy Commissioner は、2021年5月11日、2020年11月に連邦政府により上程された民間向けの個人情報保護法案(Bill C-11)についての [Submission](#) を公表した。この Submission において、Commissioner は、当該法案は現行法からの「全面的な後退」(“a step back overall”)であり重大な変更を必要とするとして批判的な見解を表明し、60以上の具体的な修正推奨(recommendation)とともに見直しを求めていることから、今後の法案の動向が注目される。

10. オーストラリア

ニューサウスウェールズ州政府は、Privacy and Personal Information Protection Act 1998 が適用される官有企業において情報漏洩等が発生した際に、当局(Privacy Commissioner)及び個人情報・健康情報の漏洩により影響を受ける個人に対して通知を義務付ける州法案について、2021年5月7日から6月18日まで[パブリックコメントを募集](#)した。オーストラリアではこれまで情報漏洩等に関する通知義務を定める州法はなかった。



いわせ
岩瀬 ひとみ

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
h.iwase@nishimura.com

1997年弁護士登録、2004年ニューヨーク州弁護士登録。1994年早稲田大学法学部卒業、2003年スタンフォード大学ロースクール卒業(LL.M.)。知財/IT関連の各種取引や争訟(特許関連訴訟、商標関連訴訟、システム関連紛争等)を主に扱う。IT分野では、国内・外国が絡む、様々な局面における個人情報・データ関連の規制その他の問題や、クラウド、AI、IoT等新しい技術を用いたビジネスに絡む各種法律問題についてアドバイスを行う。



まつもと あやこ
松本 絢子

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
a.matsumoto@nishimura.com

2005年弁護士登録、2013年ニューヨーク州弁護士登録。2012年ノースウェスタン大学ロースクール卒業(LL.M.)後、2012-2013年ニューヨークの米国三菱商事会社および北米三菱商事会社に出向。国内外のM&Aや企業組織再編のほか、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、情報管理、ブランド戦略、保険等に関連する企業法務一般を幅広く扱う。情報管理関連では、個人情報や営業秘密、知財、インサイダー取引規制等に関する法律問題や、AI・クラウドに絡む法律問題等についてアドバイスを提供している。情報法制学会会員。



かわい ゆうこ
河合 優子

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
y.kawai@nishimura.com

2006年弁護士登録。2013年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2014年ニューヨーク州弁護士登録。M&A、ジョイントベンチャー、各国データ関連法制への対応、ライセンス、電子商取引、株主総会対応その他企業法務全般について、クロスボーダー案件を中心に数多く担当。日本の個人情報保護法制については、多国籍企業を含む国内外の企業・組織をクライアントとし、データの越境移転、M&Aに伴うデータの取扱い、医療・遺伝子関連データの取扱い等、多岐に渡る問題点について、多くのアドバイスを継続的に提供。情報法制学会会員。一般社団法人遺情報取扱協会監事。



いがらし ちか
五十嵐 チカ

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
c.igarashi@nishimura.com

1997年弁護士登録、2007年ニューヨーク州弁護士登録、2020年米国ACAMS公認AMLスペシャリスト(GAMS)登録。2006年ボストン大学ロースクール卒業(LL.M.)、2006年国際連合本部執務。金融機関を含む企業のコンプライアンス、ガバナンス、リスク管理、マネー・ロンダリング対策、国内外の各種規制および当局対応ならびに紛争対応を中心とし、顧客情報やデータ保護に関する企業の体制構築や事案対応も幅広く手掛ける。



きくち ひろゆき
菊地 浩之

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
h.kikuchi@nishimura.com

ソフトウェア開発会社勤務を経て、2003年弁護士登録、2009年カリフォルニア州弁護士登録。1995年慶應義塾大学総合政策学部卒業、2008年ジョージワシントン大学ロースクール卒業(IP LL.M.)。2008年から2009年までロープスアンドグレイ法律事務所(ニューヨークオフィス)にて研修。IT関連(インターネットにおける新規ビジネス、システム開発案件等)、個人情報保護法制、各種知的財産権に関するライセンス、知的財産権等の譲渡、M&A取引を中心に取り扱う。個人情報に関しては、国内外のクライアントに国をまたぐ個人情報の移転等を中心にアドバイスを継続的に提供。第一種情報処理技術者。



すが ゆうじん
菅 悠人

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
y.suga@nishimura.com

2009年弁護士登録。2016年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)。2017年パリ第二大学修士課程卒業(LL.M. de droit français, européen et international des affaires)、フランス・パリ弁護士会登録。2017年より2018年までウィルマーヘイル法律事務所(ロンドンおよびブリュッセルオフィス)へ出向。国際案件の経験が豊富で、外国の法令に関する知見も広い。特にEUにおける規制関連法全般について現地実務や法令改正等、最新の動向を踏まえた助言を行っている。



むらた とも のぶ
村田 知信

西村あさひ法律事務所 弁護士

to.murata@nishimura.com

2010年弁護士登録、2020年ニューヨーク州弁護士登録。2018年UCLAロースクール卒業(LL.M.)後、ロンドンの知財ファームであるBristows LLPに出向。2019年から2020年にかけてホーチミンオフィスで勤務し、ベトナム、タイ、シンガポール等を含む東南アジアのデータ保護等のIT関連規制やIT・知的財産に係る取引・紛争を中心にアドバイスを提供している。基本/応用情報技術者試験合格、情報処理安全確保支援士登録(2019年)。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<https://www.nishimura.com/ja/newsletters>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@nishimura.com URL: <https://www.nishimura.com>